

# 重要事項説明書

(居宅介護支援サービス)

あなたに対する居宅介護支援サービス提供開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 和敬会
事業者の所在地	愛知県新城市八束穂字天王1032番地の2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 太田 一平
電話番号	05362-2-0760

## 2 事業所の名称等

事業所の名称	まどかの郷 居宅介護支援事業所
事業所の所在地	愛知県額田郡幸田町大字野場字石荒23番地
管理者名	武信弘恵
通常の実業の実施地域	幸田町内
電話番号	0564-63-1626
ファクシミリ番号	0564-63-1633

## 3 ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定			利用 定数
		指定年月日	指定有効期限	事業所番号	
施設	特別養護老人ホーム	平成12年4月1日	令和14年3月31日	2376000085	100人
居宅 (注※)	訪問介護	平成12年2月29日	令和14年3月31日	2376000168	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和4年10月1日	令和10年9月30日	2396000065	
	通所介護	平成12年2月29日	令和14年3月31日	2376000176	35人
	短期入所生活介護	平成12年2月29日	令和14年3月31日	2376000184	空床利用
居宅介護支援事業		平成11年9月28日	令和14年3月31日	2376000077	105人

幸田町総合事業		指定年月日	指定有効期限	事業所番号	
居宅	訪問介護相当事業	令和6年4月1日	令和12年3月31日	2376000168	
(注※)	通所介護相当事業	令和6年4月1日	令和12年3月31日	2376000176	

(注※については訪問介護と訪問介護相当事業を一体的に行います。通所介護と通所介護相当事業を一体的に行います。)

#### 4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	まどかの郷 居宅介護支援事業所が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、まどかの郷 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>まどかの郷 居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。</li> <li>事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。また、利用者は必要な説明を求めることができる。</li> <li>事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行う。</li> <li>事業の実施にあたっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。</li> </ul>

#### 5 職員体制

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格 (※印は兼務)
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1		1			1	1.0	主任介護支援専門員※
介護支援専門員	4	3	1			4	3以上	介護支援専門員4名

介護支援専門員1人あたりの担当上限数は44名以内です。

(注) 職員数は令和8年2月1日です。

#### 6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00) 常勤で勤務	4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00) 常勤で勤務	4週8休

## 7 営業日および営業時間

営業日	毎週月曜日～金曜日（但し12月30日から1月3日までを除く）
営業時間	午前9時から午後6時まで

### 緊急時連絡体制

営業日：月～金 営業時間：9：00～18：00	電話 0564-63-1626
休日：（土・日、12/30～1/3）と 夜間帯：18：00～翌朝9：00	営業日連絡と同じで、電話取次ぎによる対応後 折り返しご連絡いたします。

## 8 事業所の第三者評価について

第三者評価実施の有無	無
<p>第三者による評価とは、提供する福祉サービスの質を事業所及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価をいう。 （事業所内で行う内部監査や行政による指導監査は含まれない）</p>	

## 9 居宅介護支援サービスの概要

内 容	提供方法
相談及び援助	まどかの郷 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が利用者のご相談を承ります。
ケアプラン作成	課題分析票に居宅サービス計画ガイドライン方式を使用します。
サービス担当者 会議	まどかの郷 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が必要時に 随時開催します。
居宅訪問	介護支援専門員が最低月1回利用者の居宅を訪問します。
入院時の対応	病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門 員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝えください。

## 10 利用料

(1) 法定給付（詳細は【重要事項説明書別紙】のとおり）

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 （自己負担はありません）
法定代理受領でない 場合	介護報酬の告示上の額 （居宅介護支援サービスの基準額相当額）

(2) 法定外給付

区 分	利 用 料
通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費	・ 通常の実施地域を越えた地点から片道 5 k m 未満 1 回 3 0 0 円 ・ 通常の実施地域を越えた地点から片道 5 k m 以上 1 回 5 0 0 円

11 苦情等申立先

まどかの郷 居宅介護支援事業所	相談受付時間 管理者（武信弘恵） 相談受付時間 月～金（年末年始 土・日曜日除く） 午前 9 時～午後 6 時 電話 0564-63-1626
幸田町役場 福祉課介護保険グループ	相談受付時間 月～金曜日（土・日・祝日除く） 電話 0564-63-5117
岡崎市役所 介護保険課介護給付班	相談受付時間 月～金曜日（土・日・祝日除く） 電話 0564-23-6682
西尾市役所 健康福祉部長寿課	相談受付時間 月～金曜日（土・日・祝日除く） 電話 0563-65-2119
東三河広域連合 介護保険課	相談受付時間 月～金曜日（土・日・祝日除く） 電話 0532-26-8471
愛知県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	相談受付時間 月～金曜日（土・日・祝日除く） 電話 052-971-4165

12 秘密の保持

<ul style="list-style-type: none"><li>・まどかの郷 居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。</li><li>・まどかの郷 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が退職した後も、在職中に知りえた利用者及び利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。</li><li>・まどかの郷居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者または利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</li></ul>
---

### 13 事故発生時の対応

・まどかの郷 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画等の不備により万一事故が発生した場合、「身体・財物事故を伴わない経済的損失」を賠償補償します。

### 14 BCP の対応

契約時に伺っている緊急連絡先への電話確認をさせていただきます。

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名 介護支援専門員 \_\_\_\_\_）から上記重要な事項の説明を受けたことを確認します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

利用者の家族等 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

続柄 \_\_\_\_\_

注 担当職員名については変更する可能性があります。